

In depth

A look at current financial reporting issues

No. INT2018-09

05 July 2018

金融機関における金融商品の相殺表示

目次

背景..... 1

質問の要約..... 2

詳細な質問..... 3

要点

国際会計基準 (IAS) 第 32 号の修正は、多くの法域に影響を及ぼす法制度の変更とともに、多くの金融機関に、会計上の目的で金融商品を相殺表示する際の再評価を促しました。

相殺表示は複雑な会計領域であり、運用上および契約上の取決めを理解することが、正しい会計上の結論を導く鍵となります。実施した再評価では、これらの複雑さの範囲が強調されました。本 In depth では、実務における主要な問題に関する我々の見解を示しています。

背景

相殺表示に関する IAS 第 32 号の修正は、2014 年 1 月 1 日以後開始する事業年度より適用されました。この修正は、金融資産と金融負債の相殺表示に関する要求事項を変更していませんが、適用の際に識別された実務上のばらつきに対処することを意図した詳細なガイダンスを提供しています。

しかし、この修正は、当該修正によって直接影響を受ける側面だけでなく、より広い範囲にわたって、金融商品を相殺表示する際の再評価を多くの金融機関に促しました。一部の金融機関では、中央清算機関や取引所が関与する契約に影響を及ぼす法制度の変更だけでなく、規制上の圧力によって貸借対照表により焦点が当てられたことによっても、この再評価が促されました。

本 In depth では、IAS 第 32 号の相殺表示に関する修正だけでなく、より一般的に、相殺表示に関連する「よくある質問」について詳しく論じます。

IAS 第 32 号の相殺表示に関する要求事項の適用は、複雑になる可能性があります。多くの場合、基礎となる運用上および契約上の取決めの理解が最大の課題となります。そのため、会計上の結論を出す前に、最新動向を含め、相殺表示に関する要求事項を正しく理解しておくことに注意を払わなければなりません。また、法的枠組みが異なるため、会計上の結論も国によって異なる可能性があります。

質問の要約

以下の表は、本 In depth で考察する質問、およびその質問が一般にどの金融商品に関連するのかを要約しています。

#	質問	一般にどの金融商品に関連する質問か			
		店頭 デリバティブ	上場 デリバティブ	レポ	先物
A. 相殺表示について考慮すべき残高					
1	相殺表示する目的上、どの金融商品の残高を考慮すべきか。	X	X	X	X
2	委託証拠金を日次で差し入れる結果、契約が法律上決済され日次で消滅し、相殺表示の対象となるべき現金担保の残高が認識されないことはあるか。	X	X		X
B. 相殺に関する現在の法的強制力のある権利					
3	清算機関/取引所が決済プロセスに適用される規則を変更する権利を有する場合、相殺表示の適用を妨げるか。	X	X	X	X
4	特定のカウンターパーティとのすべてのデリバティブについて、契約上、日次の現金決済を純額ベースで行わなければならない場合、そのカウンターパーティとの無担保デリバティブ資産および無担保デリバティブ負債を相殺表示できるか。	X	X		
5	デリバティブのポートフォリオに関して差し入れられた現金担保は、貸借対照表のデリバティブ・ポジションと相殺表示できるか。	X	X		
6	非現金担保(例えば、有価証券)を差し入れることが、デリバティブのポートフォリオを担保と相殺表示することによってどのような影響を与えるか。	X	X		
7	現物決済オプションの存在は、デリバティブを現金担保と相殺表示することによってどのような影響を与えるか。	X	X		

8	「ワンウェイ」の担保差入契約は、相殺表示の適用にどのような影響を与えるか。	X	X		
9	同時決済について法的強制力のある取決めの対象となる金融資産と金融負債は、相殺表示の対象となるか。			X	
10	債券の CUSIP/ISIN (銘柄コード) が異なるレポとリバース・レポは相殺表示可能か。			X	
C. 純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している					
11	どのような状況が「資産の実現と負債の決済を同時に実行する」という IAS 第 32 号第 42 項 (b) の要求事項を満たすか。			X	
12	純額または同時決済の意図を示すためには、どのような証拠が必要か。	X	X	X	X

詳細な質問

A. 相殺表示について考慮すべき残高

1. 相殺表示する目的上、どの金融商品の残高を考慮すべきか

IAS 第 32 号第 42 項の相殺表示の要件が満たされている場合、関連する金融資産と金融負債に相殺表示の会計処理を適用することが要求されます。これは単なる選択肢ではありません。IAS 第 32 号第 42 項の 2 つの基本的な要求事項は IAS 第 32 号の修正によって変更されてはならず、企業が以下に該当する場合には、かつその場合にのみ、相殺表示が適用されます。

- 認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ
- 純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している。

ただし、IAS 第 32 号の修正は、相殺に関する現在の法的に強制可能な権利を、以下のように明確にしています。

- a. 「将来の事象を条件としていない。かつ
- b. 次のすべての状況において、法的に強制可能である。
 - i. 企業および全部の相手方の通常の事業の過程
 - ii. 企業および全部の相手方の債務不履行の発生時
 - iii. 会社および全部の相手方の倒産または破産の発生時」(IAS 第 32 号 AG38B 項)

多くの場合で、相殺表示の要件が満たされていないことは、ほとんど、または全く分析を行わなくても明らかになります。他のケースでは、より多くの分析が必要になる可能性があります。相殺表示が可能であり、通常、分析が必要な金融商品としては、有担保の店頭デリバティブ、レポ取引およびリバース・レポ取引、先物、上場デリバティブなどが挙げられ、本 In depth ではそれらを重点的に扱っています。しかし、相殺表示は、キャッシュ・プーリング契約や、債務と債権が同一のカウンターパーティと純額決済されるようなその他の状

況でも適用可能である可能性があります。

2. 委託証拠金を日次で差し入れる結果、契約が法律上決済され日次で消滅し、相殺表示の対象となるべき現金担保の残高が認識されないことはあるか

金融商品契約において委託証拠金が支払われたり、受け取られたりする場合、会計上の分析は通常、次のいずれかとなります。

- オプション A—現金が契約残高を部分的に決済する、または
- オプション B—現金は担保の支払いであり、有担保取引の価値の将来の変動に応じて返済しなければならない可能性がある。当該現金は担保資産/担保負債として別個に認識しなければならない。

オプション A を適用し、現金の支払いにより当初取引の部分的な認識の中止を達成するためには、IFRS 第 9 号の認識の中止の要件を満たさなければなりません。これは、通常、関連する契約条件の下で、現金の支払いが、以下をもたらすからです。

- 資産の場合、IFRS 第 9 号 3.2.3 項(a)に基づき、(現金の受け取りにより全額が満たされるため、)当初契約のキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、または
- 負債の場合、IFRS 第 9 号 3.3.1 項に基づき、当初契約の下での契約上の義務が消滅する。

オプション A と B のどちらを適用するか結論を出すためには、取引契約の特定の契約条件、およびその他の関連する条件(例えば、契約が取引所で取引されている場合、取引所の規制または規則)を考慮して、当初の契約上の権利および義務が法律上決済されているかどうかを判断する必要があります。これらの契約条件が明示的でない場合、結論を出すために法的助言が必要となることがあります。委託証拠金が当初の契約の法律上の決済をもたらすかどうかについての法的分析に関係する要因には、契約が以下を定めているかどうかが含まれます。

- 過去の証拠金の支払いに関して計算された利息の支払い(「変動証拠金の利息」とも呼ばれる)。これは、経済的には、このような過去の証拠金の支払いが、利息を蓄積する貸付金または預り金とみなされ、したがって担保になることを示しています。
- 「ヘアカット」評価の対象となるのに必要な証拠金の金額。これは、取引契約の価値に変動がなければ、証拠金の一部(「ヘアカット」)が返還されるため、この支払いが担保になることを示しています。
- 過去の証拠金の支払いに代わる権利(すなわち、委託証拠金を返済し、代わりに有価証券を差し入れること)。これは、過去の現金支払いが当初の契約の消滅のために利用されなかったことを示しています。

実務上、先物契約の証拠金は、例外はあるものの、決済をもたらすとみなされることが多く、一方、上場デリバティブや店頭デリバティブの証拠金は、多くの場合、決済とはみなされません。しかし、LCH SwapClear や LME を含む一部の中央清算機関(「CCP」)は、変動証拠金の一部または全部の支払いが過去の残高の法律上の決済につながるよう規則を改正しています。そのため、その会計処理では、最近の変更を含め、直近の契約条件を確実に反映させるよう注意しなければなりません。

B. 相殺に関する現在の法的強制力のある権利

3. 清算機関/取引所が決済プロセスに適用される規則を変更する権利を有する場合、相殺表示の適用を妨げるか

IAS 第 32 号の修正では、相殺の権利は「将来の事象を条件としていない」ものでなければならない(AG38B 項)と定め、BC84 項において、「通常の事業の過程や、債務不履行の発生時または倒産もしくは破産の発生時に、例えば格付けの引下げの際に、発生する可能性があるときには、…現時点で法的強制力であるという要件を満たさないこととなる」と説明しています。

したがって、清算機関/取引所が、実質的と判断される権利であり、かつ、相殺の権利が消滅するかもはや法的強制力がなくなるような方法で規則を変更することができる権利を有している場合、相殺表示を適用すべきではありません。

この問題は、当初、LCH.Clearnet Limited (LCH Limited)の規則集の Regulation 34 に関連して提起されました。この規定は、LCH Limited が既存の建玉(先物取引などで売買約定したが、未決済になっている残高)に適用される規則を一方的に変更することを認め、相殺する法律上の権利を取り消すことを認めています。このような特定の状況について、Regulation 34 は、以下の要因のために、相殺の権利の消滅に使用できる実質的な権利ではないと結論付けられました。

- LCH Limited は、清算参加者の法的に強制力のある相殺の権利を排除する目的で規則集の変更を考えていなかったことを確認した。
- システミック・リスクへの影響を考慮して、世界の複数の規制当局が監視し、そのような変更が提案された場合には規制当局が介入する可能性があった。
- 清算委託者にとっての相殺の重要性を考慮すると、当該変更は LCH Limited に商業上の不利な結果をもたらす。
- 当該変更が行われた場合、LCH Limited およびそのすべての清算委託者が決済プロセスに対して重要性のある業務上の変更を行わなければならない。

したがって、Regulation 34 は、LCH Limited の SwapClear または RepoClear のプラットフォームで取引される契約に相殺表示を適用することを妨げるものではありません。同様の権限を有するその他の清算機関や取引所については、個々の事実および状況を個別に評価する必要があります。ただし、その権限が実質的であり、それゆえ相殺表示を妨げるものかどうかを判断する際に、上記の要因が関連する可能性があります。

4. 特定のカウンターパーティとのすべてのデリバティブについて、契約上、日次の現金決済を純額ベースで行わなければならない場合、そのカウンターパーティとの無担保デリバティブ資産および無担保デリバティブ負債を相殺表示できるか

はい。ただし、2 つのデリバティブにマッチング条件があり、すべてのキャッシュ・フローがすべての状況においてまったく同じ日付で発生する場合に限られます。これに該当する場合、日次の純額決済のプロセスにおいて、企業がデリバティブ資産(すなわち、すべての契約キャッシュ・フロー)をデリバティブ負債と相殺する法的権利を有するように、将来キャッシュ・フローをすべて純額で決済する必要があります。

しかし、一般的な状況では、2 つのデリバティブにマッチング条件がある可能性は低く、したがって、必ずしもすべての状況においてすべてのキャッシュ・フローがまったく同じ日付で発生するわけではありません。この場合、企業は、デリバティブ資産(すなわち、すべての契約キャッシュ・フロー)をデリバティブ負債と相殺する法的に強制可能な権利を有していないことになります。これは、次の簡単な例によって説明できます。デリバティブ資産とデリバティブ負債は、両方とも 1 回のみキャッシュ・フローが生じますが、デリバティブ資産は 1 ヶ月後、デリバティブ負債は 2 ヶ月後に生じます。この場合、キャッシュ・フローが異なる日付に発生し、純額決済プロセスの下での純額決済とならないため、企業は、認識されたデリバティブ資産をデリバティブ負債と相殺する法的に強制可能な権利を有していません。

5. デリバティブのポートフォリオに関して差し入れられた現金担保は、貸借対照表のデリバティブ・ポジションと相殺表示できるか

簡単な例として、企業は銀行や清算機関と単一のデリバティブ契約を締結する場合があります。信用リスクを低減させるために、両当事者が、デリバティブの公正価値と同額の現金担保を定期的に差し入れることに合意していたとします。担保の差し入れは、未払残高の法的決済になりません。しかし、担保契約の条件では、担保の支払期日(および、一方の当事者の債務不履行時または破産時)において、両当事者が当該方法で決済する意図がある場合に、デリバティブの決済に使用されるとされています。

この場合、企業はデリバティブと担保を相殺する法的に強制可能な権利を有し、純額決済する意図を持つことになります。市場価格が変わらなければ、それ以上のキャッシュ・フローは生じません。貸借対照表日後の担保残高の変動は、将来の事象の結果として生じ、貸借対照表日の評価には関連しません。したがって、IAS 第 32 号の相殺表示に関する要求事項は満たされており、担保は貸借対照表のデリバティブ・ポジションと相殺表示しなければなりません。一方、現金担保がデリバティブから生じる残りのキャッシュ・フローの決済に使用されない場合、IAS 第 32 号の相殺表示に関する要求事項は満たされません。

より一般的には、企業は、銀行や清算機関との間で、単一のデリバティブではなくデリバティブのポートフォリオを有します。ポートフォリオ全体に対して差し入れることが要求される現金担保の純額が、ポートフォリオに含まれる各デリバティブに対する現金担保の個々の金額の合計である場合(個々の金額は、ここでも、デリバティブの公正価値と等しい)、単一のデリバティブに関する上記の分析を適用しなければなりません。これは、まず、純額の現金担保残高(債権または債務)を、ポートフォリオに含まれる各々のデリバティブに関連する個々の金額に分割することによって行われます。個々のデリバティブについて、上記の簡単な事例で説明したものと同一方法で、デリバティブ残高が関連する担保残高と相殺表示されます。実務上、デリバティブの公正価値の変動と現金担保の変動との間に時差などの要因がない場合には、デリバティブのポートフォリオ全体が現金の担保残高と相殺表示されることになります。

実際には、銀行と中小企業(SME)との間の店頭取引は、通常の事業の過程で、現金担保ネットティングの対象にはならず、担保の支払はデリバティブの支払と分離して行われます。その結果、市場価格が変動しなくても、さらなるキャッシュ・フローが生じ、そのため相殺表示は認められません。通常の事業の過程で現金担保ネットティングを適用していても、これが単なる実務上のことであって、銀行とSMEとの契約において、契約上強制可能な権利が定められていなければ、両当事者は相殺表示を行うことは認められません。

6. 非現金担保(例えば、有価証券)を差し入れることが、デリバティブのポートフォリオを担保と相殺表示することにどのような影響を与えるか

企業によって(差し入れられたのではなく)受領された非現金担保については、譲渡人が認識の中止を行わず、そのため、企業は貸借対照表上のデリバティブ・ポジションを相殺表示する会計処理の記帳を行わないため、貸借対照表上には認識されません。これに従い、ある企業が、ある取引では資産 50、別の取引では負債 50 となる簡単なケースを考えてみます。負債が先に満期を迎える場合、企業は負債を決済するために 50 の現金を支払い、残りの資産取引 50 に対して、担保として 50 の有価証券を受け取るとします。この場合、企業は、認識した金額(すなわち、50 の資産取引と 50 の負債取引)を相殺する法的に強制可能な権利は有しておらず、したがって相殺表示の要求事項は満たされません。

7. 現物決済オプションの存在は、デリバティブを現金担保と相殺表示することにどのような影響を与えるか

状況によっては、現金支払でなく、現物資産の引渡しによって契約を決済することがあります。その一例として、取引所で取引されている現金担保のクレジット・デフォルト・スワップ(CDS)があります。通常、企業が取引所に支払う現金担保は、信用事由が発生した場合に、CDS 負債を純額決済するために使われます。しかし、信用事由の発生時に、企業が社債元本と既に支払済みの現金担保の差額に相当する金額を追加で差し入れることと引き換えに、取引所は、企業が既に支払っている現金担保を保持し、CDS が参照する原資産である、債務不履行に陥った社債の現物を企業に引き渡すことによって、契約を決済することができます。取引所で取引されている商品(コモディティ)契約は、現物決済の選択肢を備えた契約の一例です。

IAS 第 32 号 AG38B 項により、相殺の権利は、将来事象に左右されず、債務不履行の場合や支払不能または破産の場合にも、通常の事業の過程で法的に強制可能でなければなりません。契約を現物で決済するオプションが取引所によって課され、企業がこれを回避することができず、かつ社債と現金が IAS 第 32 号 AG38F 項に従って同時に決済されない場合、当該企業が支払った現金担保を CDS 負債と相殺することができるかどうかは、取引所の意思に左右されることになります。したがって、すべての状況において法的に強制力があるとは限らないため、IAS 第 32 号 AG38B 項の要求事項を満たしません。現物決済オプションが単に企業の裁量によるものであり、取引所の裁量によるものでなければ、それ自体は企業の相殺表示の適用を妨げるものではありません。

場合によっては、現金担保の返還、現物資産の引き渡しおよび要求される他の金銭の支払(例えば、行使価格)が、IAS 第 32 号 AG38F 項に従って同時に決済され、相殺表示を適用すべきであることを実証できるかもしれません。しかし、このためには、起こり得る様々なシナリオおよび各々に対して使用される支払の仕組みについての非常に詳細な分析が要求される可能性があります。

8. 「ワンウェイ」の担保差入れ契約は、相殺表示の適用にどのような影響を与えるか

企業と取引所とのいわゆる「ワンウェイ」担保契約では、委託証拠金は通常、企業が純額負債のポジショ

ンにある場合にのみ支払われなければなりません。取引所が純額負債のポジションにある場合、企業に委託証拠金を支払う必要はありません。ある企業が資産 50、負債 30、委託証拠金ゼロ(取引所が純額負債ポジションであるため)という簡単なケースを考えてみます。負債が先に満期を迎える場合、決済するために取引所に 30 を支払わなければなりません。企業の残りのポジションは資産 50 なので、「ワンウェイ」契約では、取引所は純額負債ポジションのままであり、企業に対して証拠金の支払いはありません。この分析では、負債は資産と相殺されなかったでしょう。もしこれが正しければ、わずか 20 の純額支払しか要求されなかったでしょう。したがって、法的に強制力のある相殺権を有するという企業の要求事項は満たされず、ポジションは相殺表示すべきではありません。

9. 同時決済について法的強制力のある取決めの対象となる金融資産と金融負債は、相殺表示の対象となるか

IAS 第 32 号第 42 項(a)は、企業が、通常の事業の過程を含め、「認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利」を現在有している場合に、かつその場合にのみ、相殺表示を適用することを要求しています。ただし、清算機関/取引所とその参加者との間の決済の取決めは、参加者が以下を有していることを規定している可能性があります。

- IAS 第 32 号 AG38F 項に規定されている特性を満たす総額決済システムを通じて、通常の事業の過程で取引を決済する権利と義務の両方(すなわち、結果は実質的に純額決済と同等)；
- カウンターパーティが債務不履行/支払不能/破産に陥った場合に、実際に相殺および純額決済する権利、
- 企業が債務不履行/支払不能/破産に陥った場合に、カウンターパーティが選択すれば、実際にそのように相殺および純額決済する義務。

そのような場合、企業は、通常の事業の過程において、実務上、純額決済する強制可能な法的権利を有していません。

我々の見解では、法的に強制可能な相殺権を有するという IAS 第 32 号第 42 項(a)の要求事項は、このシナリオでも満たされています。このことは、「相殺権は、契約その他の方法により、債権者に支払うべき金額の全部または一部を当該債権者から受け取るべき金額を充当することによって決済または消去するという債務者の法的権利である」と明確に述べている IAS 第 32 号第 45 項によって裏付けられます。このシナリオでは、決済の過程で総額が「消去」されますが、そのような消去は、決済システムを用いて総額を交換することによって行われていることとは無関係です。この状況において、IAS 第 32 号 AG38F 項は、通常の事業の過程において純額決済と同様の結果となる総額決済の種類を示しています。

10. 債券の CUSIP/ISIN(銘柄コード)が異なるレポとリバース・レポは相殺表示可能か

IAS 第 32 号に基づき、買戻条件付売却契約(レポ)とリバース・レポを相殺表示する場合、通常、相殺表示される資産と負債は、レポの支払保証金とリバース・レポの受取保証金であり、貸借対照表に計上されない可能性さえある債券そのものではありません(質問#7 参照)。したがって、レポとリバース・レポの基礎となっている債券が同一であり、CUSIP/ISIN が同一であるかどうかにかかわらず、支払保証金と受取保証金の条件が IAS 第 32 号の相殺表示の要件を満たしている限り、相殺表示を適用することができます。

しかし、実務上、債券や現金の支払はすべて、現金レグを純額ベースで決済するか、IAS 第 32 号 AG38F 号に従って同時に決済するために、同じ決済機関(例えば、EuroClear または ClearStream などの証券保管振替機構(CSD))を通じて決済される必要があります。したがって、このことは、債券の種類、および債券を決済する CSD が、相殺表示に適格なレポやリバース・レポを、ある程度制限することになることを意味します。

C. 純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している

11. どのような状況において、IAS 第 32 号第 42 項(b)号は「資産を実現し、負債の決済を同時に実行する」という要求事項を満たすか

状況によっては、純額で決済するのではなく、IAS 第 32 号第 42 項(b)の要求事項を満たす方法で、資産の実現と負債の決済を同時に実行することがあります。多くの場合、レポとリバース・レポ取引がこれに該当します。IAS 第 32 号 AG38F 項には詳しいガイダンスが提供されており、「企業が、実質的に純額決済と同様の結果となるような方法で金額を決済できる場合には、企業は第 42 項(b)の純額決済の要件を満たすことになる。これが生じるのは、総額決済の仕組みが、信用リスク及び流動性リスクを除去するか又は僅少とし、債権と債務を単一の決済プロセス又はサイクルの中で処理する特徴を有している場合であり、その場合のみである。」と規定しています。

この原則に加えて、IAS 第 32 号 AG38F 項は、この原則を満たす総額決済システムの一例として、以下のような LCH Repoclear に基づく一連の特徴を示しています。

- a. 相殺に適格な金融資産と金融負債が、処理のために同じ時点で提出される。
- b. いったん金融資産と金融負債が処理のために提出されると、当事者は決済義務の履行に拘束される。
- c. いったん金融資産と金融負債が処理のために提出されると、その資産と負債から生じるキャッシュ・フローが変化する可能性がない(ただし、処理が不成立の場合を除く-下記(d)参照)。
- d. 有価証券で担保されている資産と負債が有価証券の譲渡又は類似のシステム(例えば、支払と同時の引渡し)で決済されており、有価証券の譲渡が不成立となった場合には、有価証券で担保されている関連する債権又は債務の処理も不成立となるようになっている(及びその逆)。
- e. (d) に示したような、不成立となった取引は、決済されるまで処理のために再投入される。
- f. 決済が同一の決済機関(例えば、決済銀行、中央銀行又は中央証券預託機関)を通じて実行される。及び
- g. 1 日のうちに生じる信用供与が準備され、当事者のそれぞれが決済日に支払の処理ができるような十分な貸越金額を提供しており、要求があれば 1 日のうちに生じる信用供与が与えられることがほぼ確実である。

これらの特徴は、IAS 第 32 号に基づく相殺表示に関する明示的な要求事項ではありませんが、実務では、IAS 第 32 号 AG38F 項の原則が満たされているかどうかを評価するための有用な基礎となります。異なる決済機関を用いて行われる決済プロセス間の潜在的な差異を考慮すると、それぞれ重要性がある決済方法について別個の分析が必要となるかもしれません。したがって、この分析を行うためには、関連するすべての支払プロセスに関する詳細な知識が必要となります。

12. 純額または同時決済の意図を示すためには、どのような証拠が必要か

必要な証拠の範囲は、関連する契約の条件を含め、固有の事実および状況によって異なります。企業が純額決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に実行することが契約上要求されており、(該当する場合には)決済プロセスが IAS 第 32 号 AG38F 項に規定される特徴を満たしている場合には、それだけで十分です。

そのような契約上の要求事項が存在しないその他の状況においては、類似の取引に関するより広範な市場慣行や企業自身の過去の慣行といった要素を考慮しなければなりません。ただし、これは必ずしもそれ自体が決定的なものではありません。IAS 第 32 号 AG38F 項の要件に従って純額決済または同時決済が実行されていない事例がある場合には、それらのケースを詳細に評価しなければなりません。

特注取引については、純額決済か同時決済かの意図を示すのに十分な証拠があるか否かの判断において、純額決済と総額決済(または同時決済と異なる時期の決済)の商業上または実務上の影響などの要素を考慮しなければなりません。